

測量法（昭和二十四年法律第百八十八号）第三十九条において準用する同法第十四条第一項の規定により、上牧町長から次のとおり公共測量を実施することについて通知がありました。

令和二年十一月二十七日

奈良県知事 荒井正吾

一 測量の目的 公共測量（デジタル撮影及び写真地図作成）

二 測量の地域 上牧町全域

三 測量の期間 令和二年十月六日から令和三年三月二十六日まで